

○愛川町障害者医療費支給条例

昭和49年3月30日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、障害者の健康を保持するため障害者医療費(以下「医療費」という。)を支給し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平25条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から3級までのいずれかに該当する障害を有する者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有するもの

(平10条例22・平17条例6・平25条例12・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町が行う国民健康保険の被保険者
- (2) 本町に居住している者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者に限る。次号及び第4号において同じ。)であって、規則で定める社会保険各法(以下「保険各法」という。)による被保険者若しくは組合員又は被扶養者
- (3) 本町に居住している者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく被保険者(第1号に掲げる者を除く。)
- (4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で本町に居住し

ている者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条の規定により神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で同条の規定の適用時に本町に居住していた者(住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されていた者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者については、対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 本町以外の市町村又は特別区から医療費の支給を受けることができる者
- (3) 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日前から引き続いて前条各号のいずれかに該当する者を除く。
- (4) 前年(1月から9月までの間に第5条第1項の規定による申請をした者にあつては、前々年)の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条で定める額を超える者

(平18条例15・全改、平20条例4・平24条例10・平25条例12・一部改正)

(支給の範囲)

第4条 対象者が療養に要する費用のうち社会保険各法又はその他法令に規定する療養給付の適用範囲内とし、対象者が負担すべき額(附加給付規定に基づき家族療養附加金(以下「家族療養附加金」という。))が支給される場合は、その額を控除した額)を支給する。ただし、第2条第3号に規定する者のうち、入院に係る療養に要する費用は除く。

(平20条例4・平25条例12・一部改正)

(受給者証の交付申請等)

第5条 医療費の支給を受けようとする者は、町長に受給者証の交付を申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があつた場合においてその内容を審査し、適当と認めたときは受給者証を交付しなければならない。

(受給者証の提示)

第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。))は、療養の給付を受けるときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療取扱機関」という。))に受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第7条 医療費の支給の方法は、医療費(家族療養附加金)が支給される場合は、第4条の規定

にかかわらずその額を控除しない額)を医療取扱機関に支払うことによって行う。この場合において、医療費に係る家族療養附加金が支給される場合、町長は、社会保険各法に基づく被保険者若しくは組合員に代わって家族療養附加金を社会保険各法に基づく保険者から受領し、又は対象者から家族療養附加金に相当する額を徴収するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療取扱機関に医療費を支払ったときは、受給資格者に対し、医療費の支給を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第8条 町長は、第三者の行為による対象者の傷病に対して医療費を支給した場合において、対象者が当該第三者から同一の理由につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において対象者からすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第9条 対象者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、すみやかに町長に届出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例により、医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(不正利得による返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日条例第36号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日条例第21号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(他の条例の廃止)

- 2 愛川町高齢者医療費条例(昭和47年愛川町条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例により廃止された愛川町高齢者医療費条例に基づく高齢者医療費を支給することとなる事由が生じていた者に対する高齢者医療費等については、なお従前の例による。

附 則(平成10年12月15日条例第22号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日条例第6号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第15号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛川町重度障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付が行われたものについて適用し、施行の日前に医療に関する給付が行われたものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第7項の規定により本町が行う国民健康保険の被保険者とされた者で、神奈川県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域に居住しているものは、本町に居住していた者とみなして、改正後の第3条第1項第4号の規定を適用する。

附 則(平成24年6月15日条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛川町障害者医療費支給条例(以下「新条例」という。)の規定による申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付が行われたものについて適用し、施行の日前に医療に関する給付が行われたものについては、なお従前の例による。

○愛川町障害者医療費支給条例施行規則

昭和49年3月30日

規則第16号

改正 昭和57年3月30日規則第16号

平成13年12月28日規則第15号

平成18年3月31日規則第23号

平成19年3月30日規則第6号

平成21年3月30日規則第5号

平成25年3月29日規則第10号

(題名改称)

注 平成13年12月から条文沿革を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、愛川町障害者医療費支給条例(昭和48年愛川町条例第33号)第12条の規定により、条例の施行について必要な事項を定める。

(平13規則15・平25規則10・一部改正)

(社会保険各法)

第2条 条例第3条に規定する社会保険各法とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(平13規則15・一部改正)

(支給の始期及び終期)

第3条 新たに条例第2条に規定する障害者となった者に係る医療費の支給は、条例第5条第1項の規定による申請のあった日の属する月以後に受ける療養(町長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。)について行い、新たに条例第3条第1項各号に規定する資格を取得した者又は居住要件を備えるに至った者に係る医療費の支給は、その者が資格を取得した日又は居住要件を備えるに至った日以後に受ける療養について行う。

2 条例第3条第1項各号に規定する医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)が対象者としての要件に該当しなくなったときは、その日以後に受けた療養に

については医療費の支給はしない。

(平25規則10・全改)

(受給者証の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により申請しようとする者は、障害者医療費受給者証交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 国民健康保険若しくは後期高齢者医療の被保険者であること又は社会保険の被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 条例第2条に規定する障害者であることを証する書類
- (3) 前年の所得(1月から9月までに行う申請については、前々年の所得)の状況を証する書類

(平18規則23・平25規則10・一部改正)

(受給者証の有効期間等)

第5条 条例第5条第2項に規定する受給者証(第2号様式)の有効期間は、1年以内の町長が定める期間とし、更新は町長が一定の期日を定めて行うものとする。

2 受給者証は、対象者としての資格を喪失した場合は、直ちに町長に返還しなければならない。

(平21規則5・一部改正)

(再交付)

第6条 対象者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは障害者医療費受給者証再交付申請書(第3号様式)により町長に再交付を申請しなければならない。

(平21規則5・平25規則10・一部改正)

(請求の方法等)

第7条 条例第7条の規定により医療費の支給を受けようとするときは、障害者医療費請求書(第4号様式)又は障害者医療費支給申請書(第5号様式)により町長に請求しなければならない。ただし、県内の医療取扱機関における国民健康保険の被保険者に対する医療費の請求については、神奈川県国民健康保険団体連合会の請求書によることができる。

2 条例第7条第2項の規定により対象者が医療費の支払いを受けようとするときは、障害者医療費支給申請書に医療取扱機関の領収証明書(以下「領収証明書」という。)を付して請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、領収証明書を付することができない場合は、領収証明書に替えて領収書等を付するものとする。この場合において、領収書等が正当な書面であり、領収証明書に替えるものとして認められる場合に限る。

3 前項の請求は、対象者が当該療養の給付を受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。

(平25規則10・一部改正)

(支給の決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、支給の可否又はその額を決定し、障害者医療費に関する通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(平25規則10・一部改正)

(届出事項)

第9条 条例第9条に規定する事項は、次の各号に掲げる事項とし、その届出をする場合は障害者医療費受給資格変更(喪失)届(第7号様式)に受給者証を添付しなければならない。

(1) 加入医療保険に関する事項

(2) 資格喪失に関する事項

(平25規則10・一部改正)

(公簿等による確認)

第10条 町長は、この規則による申請又は届出に添付させる書類により確認する事項を本町が所有する公簿等により確認することができるときは、当該公簿等により確認し、当該書類の添付を省略させることができる。

(平25規則10・追加)

(書類の様式)

第11条 この規則の規定により使用する書類は、別表のとおりとし、その様式は、別に定める。

(平21規則5・追加、平25規則10・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日規則第16号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛川町障害者医療費支給条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定による申請の受付その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

3 新規則の規定は、この規則の施行の日以後に医療に関する給付が行われたものについて適用し、施行の日前に医療に関する給付が行われたものについては、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

(平25規則10・全改)

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	障害者医療費受給者証交付申請書	第4条関係
第2号様式	受給者証	第5条関係
第3号様式	障害者医療費受給者証再交付申請書	第6条関係
第4号様式	障害者医療費請求書	第7条関係
第5号様式	障害者医療費支給申請書	第7条関係
第6号様式	障害者医療費に関する通知書	第8条関係
第7号様式	障害者医療費受給資格変更(喪失)届	第9条関係